

田布施町有料広告掲載に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が保有又は管理する有形、無形の資産（以下「広告媒体」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、もって地域経済の活性化及び住民サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告の基本原則)

第2条 広告についての基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(掲載基準)

第3条 広告媒体を所管する部署（以下「所管部署」という。）は、当該広告媒体に掲載できる広告の範囲、枠数、規格その他広告の掲載に必要となる事項を定めた基準（以下「掲載基準」という。）を作成し、当該掲載基準により、広告掲載に係る事務を処理するものとする。

(募集等)

第4条 広告主の募集及び選定業務は、直接所管部署が行う方法又は当該業務の取扱いについて町と契約した者（以下「広告取扱業者」という。）が行う方法のいずれかとし、その選択は年度毎に決定する。

- 2 広告主の募集は、広報紙、公式ホームページ等により行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、広告主が募集枠に満たないときは、次条の優先順位により、広告掲載の案内をすることができる。

(掲載の優先順位)

第5条 広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。

順位	対象者
第1順位	国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの
第2順位	公共的性格を有する企業及びそれに類するもの
第3順位	第2順位に該当しない企業及び自営業で、町内に事業所等を有するもの
第4順位	第2順位に該当しない企業及び自営業で、町内に事業所等を有しないもの
第5順位	前各順位に掲げるもののほか、町長が適当であると認めるもの

- 2 前項において同一の順位で広告掲載が適当であると認めるものが複数ある場合は、広告掲載期間の長い広告を優先する。また、広告の申込みが当該広告枠数を超えた場合は、抽選により決定する。ただし、広告取扱業者が募集を行う場合は、この限りでない。

(広告掲載審査委員会)

第6条 広告掲載の可否を決定するにあたり、必要な審査を行うために広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員で構成する。
- 3 委員長は、副町長をもって充てる。

- 4 委員は、総務課長、企画財政課長、税務課長、経済課長及び社会教育課長をもって充てる。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ指定した者がその職務を代行する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て新たに委員を指名することができる。
- 7 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(掲載の決定)

第7条 町長は、委員会の審査結果を受けて、掲載の可否を決定し、必要に応じて広告主又は広告取扱業者に広告の表示内容の修正を指示するものとする。

- 2 広告主又は広告取扱業者は、前項の指示に従わなければならない。

(掲載料)

第8条 広告掲載料は、広告の作成経費、広告媒体の種類及び広告の掲載位置、掲載期間、広告の規格・大きさ、類似広告の市場価格等を勘案し、決定するものとする。ただし、入札等の方法による場合は、この限りでない。

(掲載料の納入)

第9条 広告主又は広告取扱業者は、町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により広告掲載料を納入するものとする。

(掲載料の返還)

第10条 広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときはこの限りでない。

(掲載期間)

第11条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は各年度最長12月とする。

(掲載決定の取消し)

第12条 町長は、この要綱又は掲載基準に反すると判断したときは、直ちに広告掲載の決定を取り消すことができる。

(広告掲載物品等の受入れ)

第13条 広告を掲載した物品等の寄贈の申し入れがあった場合において、町長は、当該物品等に掲載される広告が第2条の基本原則に反しないと認めたときは、寄贈を受けることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年12月1日から施行し、19年度事業から適用する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。